

令和元年度 学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー

# 学生支援について

● 令和元年12月6日(金)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 厚生補導

大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善についてならびに学生の健康管理の改善について  
(1958 (S33) 学徒厚生審議会答申)

**学生生活の環境的条件を調整するとともに、学習体験の具体的な場面に即して、各学生の主体的条件に働きかける教育指導を行うことによって、その人格形成を総合的に援助することが正課外の教育の目的であり、このような目的をもって組織的・計画的に行われる大学の活動が、厚生補導業務である**

厚生補導の目標と領域(15目標を定め、13領域に整理)

目標	領域	目標	領域
大学教育を受けるのに適当な学生を選ぶこと	入学者選考	寮生が良い修学環境を持つことができるようにすること	学寮の運営
学生が学園生活に適応できるようにすること	オリエンテーション	学生が経済的に安定した生活を営むことができるようにすること	奨学援護
学生が学業の取得に成功を収めることができるようにすること	修学指導	学生が良い生活環境を持つことができるようにすること	厚生福祉
学生が共同社会の一員として必要な特質を身につけることができるようにすること	課外教育	学生が身心の健康を保持増進できるようにすること	保健指導
学生が生活の内容を豊かに楽しくすることに興味を持つようにすること		学生がその個性と能力に応じた職業につくことができるようにすること	職業指導
学生が教養を高め、成熟した世界観を持つことができるようにすること		女子学生が良い環境を持つことができるようにすること	女子学生の世話
学生が自分自身を正しく理解し、自分で問題を処理できるようにすること	適応相談	不利な条件のもとにある学生を援助すること	特別指導
学生の指導に役立つ科学的な資料を整備すること	記録・調査・テスト		

# 厚生補導

大学教育の改善について（昭和38年1月28日 中央教育審議会答申）

**学生の厚生補導の中心的機能は、人間形成を目的として行なわれる課程外の教育活動および大学教育に対する適応を図り修学効果を高めるための活動にある。**したがって、学生の厚生補導は、大学教育のうちに独自の分野を有するものとして理解されなければならない。

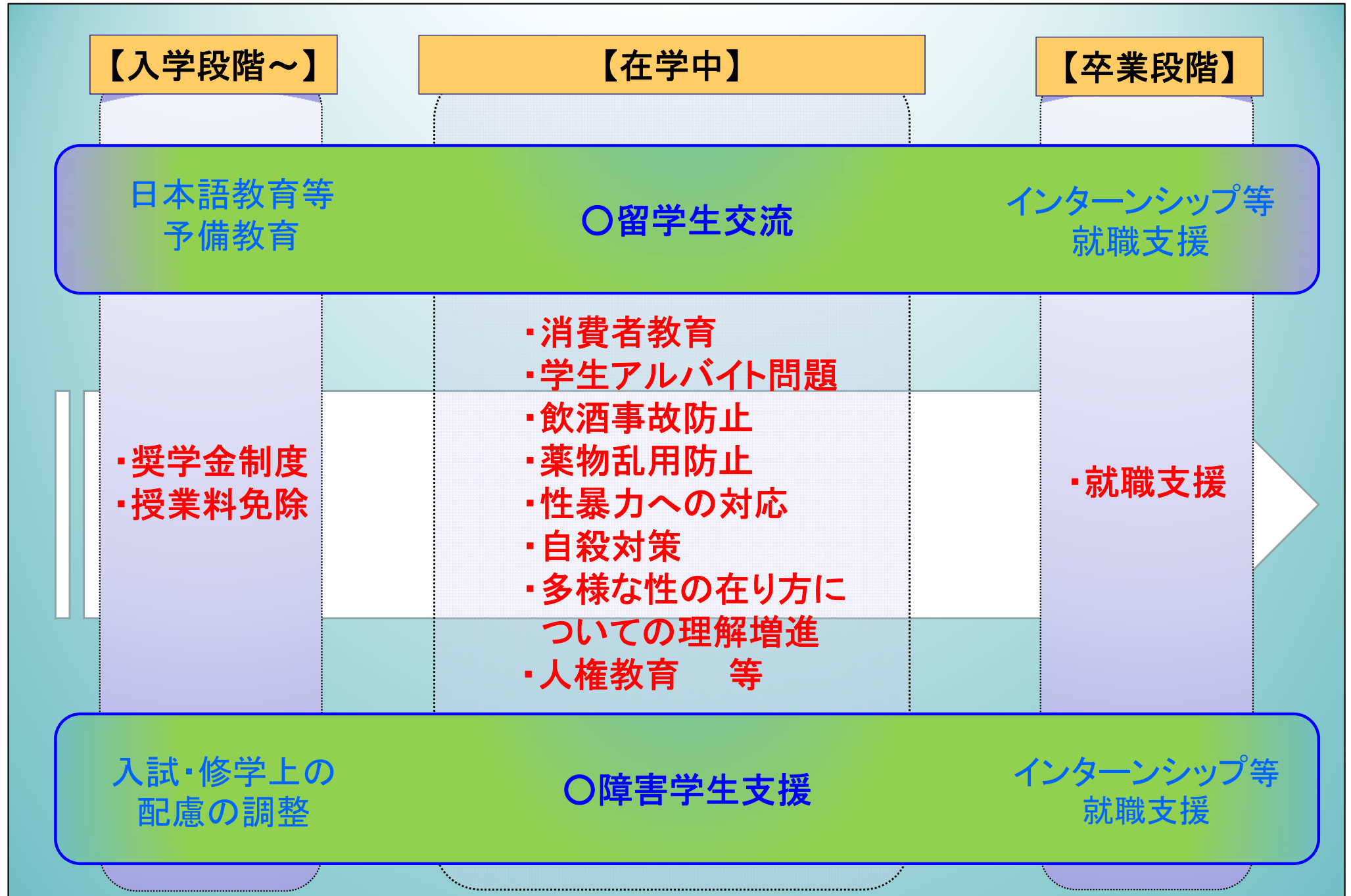
また、**厚生補導の機能を生かし、その効果をあげるためには、大学の教育計画の一環として組織的計画的にこれが行なわれる必要がある。**学生の厚生補導は、直接には、これを担当する教職員の相互の協力によつて遂行されるものであるが、その基盤となるのは、**全学の教職員の厚生補導についての認識と責任の自覚**である。さらに、**学生に対して課程外教育の意義に関しじゅうぶん理解させることは、厚生補導の目的の効果的達成のために不可欠である**

（参考） 大学設置基準

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の**教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。**

# 学生支援の全体像



# 近年の提言における学生支援関係の記述

## 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

高等教育のユニバーサル・アクセスを進める上で、障害のある学生や社会人など多様な学生のより積極的な受け入れに取り組むことや、学生や社会等の多様なニーズにこれまで以上に的確に対応したきめ細やかな学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の推進に取り組むことなどにより、生涯を通じた人材育成の場としての大学の機能を高めることが求められる。

## 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日 中央教育審議会答申）

- 「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、「18歳で入学してくる学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」や従来の大学や学部・学科における教員の「学内出身者を中心とした教育研究体制（自前主義）」から脱却し、「多様な学生」を受け入れることのできる体制を整備するとともに、学部・学科を越え、大学を越えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による多様な教育研究を展開することが必要である。
- 今後、高等教育機関は、18歳で入学する日本人を主な対象として想定するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進める必要がある。また、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないよう、体制や環境を整えていくことも必要である。

キーワードは「多様な学生」

# 学生支援を取り巻く様々な状況

高等教育を取り巻く状況の変化とともに、学生を取り巻く環境も大きく変化しています。

各大学等におかれては、このような変化に伴う学生生活におけるリスク等に対応いただいているところですが、安心して学生生活を送るため、特に以下に示す観点については、学生関係担当者のみならず、各大学が連携や情報共有等を図りながら取組を進めていただきたく、教職員の向上をはじめ適切な対応が図られるようお願いいたします。

## ➤ 消費者教育の推進

成年年齢の18歳への引き下げに伴い、学生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性は増大。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が必要と指摘。入学手続きの際に消費者トラブル防止に関する啓発資料を提供することや、入学生の事前説明会、入学時のガイダンス等における啓発の徹底。消費者庁作成の消費者教育教材『社会への扉』の活用、消費者ホットライン『188』（いやや！）の周知。

## ➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

学生がいわゆる「ブラックバイト」等のトラブルに巻き込まれないよう、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。厚労省作成『知って役立つ労働法』『これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A』など参照。ガイダンスや授業での導入の検討を期待。

# 学生支援を取り巻く様々な状況

## ➤ 飲酒事故防止

例年、未成年を含む学生の飲酒事故・飲酒強要等が発生。アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。各大学における**徹底した取組（リスクの啓発、アルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等）**が不可欠。

## ➤ 薬物乱用防止

啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用する等、様々な機会を通じて**薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実**が必要。

## ➤ 性暴力への対応

いわゆる「アダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス問題」等、若年層が性的被害にあう状況が発生。リーフレット「AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。」を活用するなど、被害が顕在化しにくいことも含め、入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等未然防止の取組や、**被害学生への心のケアや関係機関への適切なつながり**等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要。

# 学生支援を取り巻く様々な状況

## ➤ 自殺対策

我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約300～400人で、原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数。**学生の心の相談体制強化**が重要。参考資料として、学生相談学会「学生の自殺防止のためのガイドライン」を参照。

## ➤ 多様な性の在り方についての理解増進

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。**まずは教職員の理解の増進**。個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、JASSOで「**大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進にむけて**」を作成。こちらを参照。

## ➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、**人権教育や差別解消のための教育や啓発**について規定。このほか、例えば**薬害被害**で苦しまれてる方がいることについての理解・啓発により第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。



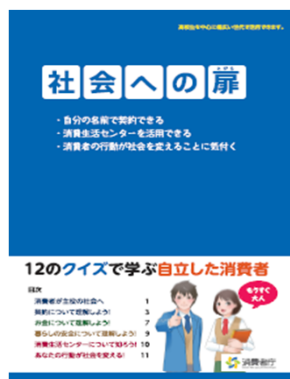
## ➤ 消費者教育の推進

- ・悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。

- 消費者生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が求められる。
- 学生に対して、なるべく早い段階、例えば、入学時のガイダンス等で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組についての中で、2020年にはすべての大学で指導・啓発を実施することが目標とされている。

<参考> ★消費者庁作成の消費者教育教材

### 『社会への扉』



([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_010/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/))

★全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」188

いやや!

○ 消費者問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 67.0% 学内広報物による周知
- ✓ 57.7% ガイダンス
- ✓ 18.3% ホームページに掲載
- ✓ 11.8% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)  
／日本学生支援機構)

# ➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- ・大学学部(昼間部)の83.6%がアルバイトに従事。(平成28年度学生生活調査/日本学生支援機構)
- ・アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生も労働者である以上、当然に適切な労働条件が確保されなければならない。

- 学生がアルバイトをする際、労働基準法違反などのトラブルに巻き込まれないよう、大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進を図ることが重要。

<参考> ★厚労省作成ハンドブック

『知って役立つ労働法』

『これってあり?まんが知って役立つ労働法Q&A』



([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html))

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>)

## ➤ 飲酒事故防止

- ・例年、未成年を含む学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生。
- ・各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題。
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。

- 
- **各大学における、飲酒事故防止等に係る徹底した取組（飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等）が不可欠。**

### <参考>

- ・アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）
- ・アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月）

### 【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・アルコール健康障害対策（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>

- ・e-ヘルスネット（厚生労働省）

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>

### ○ 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 77.3% 学内広報物による周知
- ✓ 76.4% ガイダンス
- ✓ 22.5% ホームページに掲載
- ✓ 10.9% 啓発的な講演会等の開催

（出典：大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成29年度）  
／日本学生支援機構）

# ➤ 薬物乱用防止

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化。
- ・インターネット等により、容易に入手することが可能。



- 啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用するなど、様々な機会を通じて、薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生に対する指導の充実が必要。

## <参考>

- ・第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月)
- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成26年8月)

### ★文科省・厚労省・警察庁・内閣府作成の 大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料 『薬物のない学生生活のために』



#### 【内容】

- (1)大麻や危険ドラッグ等の薬物の写真及び危険性・有害性
- (2)薬物は人生をこわす！
- (3)大麻や危険ドラッグを誤解していませんか？
- (4)薬物は社会をこわす！
- (5)薬物乱用のQ&A

### ○ 薬物乱用防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 78.1% 学内広報物による周知
- ✓ 73.5% ガイダンス
- ✓ 20.6% ホームページに掲載
- ✓ 17.2% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度) / 日本学生支援機構)

## ➤ 性暴力への対応

- ・近年、若い女性に対するアダルトビデオ(AV)への出演強要や「JKビジネス」と呼ばれる営業等により性的被害に遭う問題が発生。
- ・被害が顕在化しにくい。



- 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等による未然防止の取組、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要

### <参考>

- ・『いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題についての報告書』  
(平成29年3月／内閣府・女性に対する暴力に関する専門調査会)

### 【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・若年層を対象とした性的な暴力の啓発(内閣府)  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html)
- ・いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」等について(文部科学省)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm)

- 性犯罪の加害防止・被害予防に関する指導・啓発のための取組 状況

- ✓ 45.0% 学内広報物による周知
- ✓ 26.1% ガイダンス
- ✓ 5.2% ホームページに掲載
- ✓ 9.6% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査  
(平成29年度)／日本学生支援機構)

# ➤ 自殺対策

- ・我が国の自殺者は年間2万人超。うち、大学生は300～400人程度。
- ・原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病が多数。
- ・20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺。

(出典:令和元年度自殺対策白書／厚生労働省)

- 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携向上、「ピア・サポート」の活用等、学生の心の相談体制の強化が重要

## <参考>

- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

○自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(2) 学生・生徒等への支援の充実

大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る

○メンタルヘルスに関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 70.0% 学内広報物による周知
- ✓ 72.9% ガイダンス
- ✓ 37.0% ホームページに掲載
- ✓ 11.8% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度)／日本学生支援機構)

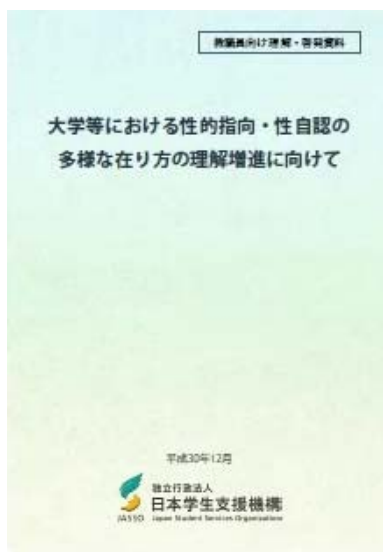
# ▶ 多様な性の在り方についての理解促進

- ・性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identify) の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別等の対象とされやすい現実。
- ・国内のLGBT層に該当する人の比率は8.9%。 (出典: 電通ダイバーシティラボ「LGBT調査2018」)

- 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。
- 大学等において、性的少数者への理解促進や、配慮を要する学生への支援を促進に向けて、まずは教職員が偏見等をなくし理解を深めることが必要であり、教職員向けの理解・啓発資料を作成。

## <参考>

- ・大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(平成30年12月) / 日本学生支援機構



### 【内 容】

1. はじめに
2. 多様な性的指向・性自認
3. 大学等における理解の現状
4. 大学等に求められる対応
  - 大学等における対応の例
  - 検討・実行組織における対応
  - 相談窓口等における対応
  - 個々の教員・担当者等における対応
  - 大学等における配慮の具体例
  - 相談等を受けるに当たっての留意点
5. 関連用語
6. 参考(関係省庁の取組)

大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的に、文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成



いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで**大学等に求められる対応**に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、**必要となる支援等について記載した内容**となっている

# ➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教育や差別解消のための教育や啓発について規定。
- ・このほか、薬害被害等についての理解・啓発により、第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。
- ・また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。

- 各大学等で人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組みを期待。
- ハラスメントへの対応として、全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。

## <参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 法務省における人権相談について  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)
- 人権相談・調査救済制度リーフレット →相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。  
[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html)
- 外国人のための人権相談について  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP)  
<http://www.janu.jp/univ/harassment/>
- 薬害を学ぼう(厚労省HP)  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

## ○ ハラスメント防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 73.1% 学内広報物による周知
- ✓ 66.1% ガイダンス
- ✓ 37.7% ホームページに掲載
- ✓ 13.6% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度) / 日本学生支援機構)

## ○ ハラスメント防止等のための取組状況

- ✓ 100.0% 学生及び教職員が相談できる窓口を設置
- ✓ 65.4% 全学的な調査・対策の常設機関を設置
- ✓ 33.9% 常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置

(出典:平成28年度大学における教育内容等の改革状況について / 文部科学省) 16



# マイナンバーカードの大学内での活用について

## マイナンバーカード活用の方向性

- マイナンバーカードの活用等については、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議において、国民にマイナンバーカード制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとしている。
- このため、大学においても学生等の利便性向上のためマイナンバーカードを活用するとともに、学生がマイナンバーカードの様々なメリットを享受するために学生のマイナンバーカードの取得を積極的に推進していく必要。

## ◆ 大学等で活用が見込まれる施策

例えば、以下のような活用法が考えられる。

- マイナンバーカードを学生証として活用（授業への出席確認用のツールとして活用、成績証明書の自動発行機のカードとして活用等）
- マイナンバーカードを教職員の構内での身分証として活用

### マイナンバーカードのメリット

#### 行政

##### 個人番号を証明する書類として

○個人番号を証明する書類としてマイナンバーカードを提示

○所得把握の精度向上  
○公平・公正な社会を実現

○番号法施行前と、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

券面

##### 本人確認の際の公的な身分証明書として

なりすまし被害の防止

○個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。  
○金銭取引における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用可能。

券面

##### 付加サービスを搭載した多目的カード

国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中  
自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能  
民間～ポイントカードや入社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードがマイナンバーカードに一元化

券面

#### 行政

##### コンビニなどで行政上の各種証明書を取得

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上  
○市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約100市町村増加し約8,000万人が利用できることも予定。

アプリ

##### 各種行政手続のオンライン申請

○電子申請(e-Tax等)の利用  
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイナンバーポータル

○行政の効率化  
○手続き漏れによる損失の回避

マイナンバーポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

#### 民間

##### 各種民間のオンライン取引/口座開設

○インターネットにおける不正アクセスが多発  
→公的個人認証サービスの活用推奨  
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供


オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子証明書

○出典：総務省ホームページ


### マイナンバーカードの3つの利用箇所について

#### マイナンバーカードの表面



氏名 番号 花子  
住所 ○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号  
性別 女  
平成元年 3月31日生 2025年 3月31日まで有効  
○市長 年 月 日

#### マイナンバーカードの裏面



ICチップ内には個人番号(1234 5678 9012)が記録されている。

#### マイナンバーカードのICチップ内の構成

##### ICチップ内のAP構成

公的個人認証AP  
電子証明書を格納する。

ICチップ空き領域

民間事業者等が提供するAP  
住民票入力補助AP  
住居AP

プラットフォーム

市町村等が用意した独自搭載するために利用する。

##### (1) カード券面

社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)、公的な身分証明書として活用

##### (2) ICチップの空き領域

市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関・民間事業者等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・証明書自動交付機
- ・公共施設予約
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・地域の買い物ポイント等

##### (3) 電子証明書

(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

行政機関等(e-TAX、マイポータル、コンビニ交付)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。  
イメージ：金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

**活用はこの部分**

## 社会全体での取組策

- マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策の推進(令和2年度～)
- マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始(令和3年3月)
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等
  - ・企業等への出張申請サービス
  - ・他の行政機関(ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、学校、郵便局等)との連携強化による出張窓口の設置
  - ・取得申請事務の簡素化等

今後さらに拡大

- デジタルハローワーク
- 納税手続きのデジタル化
- 各種カード、手帳等との一体化
- 公的サービス等での利用拡大
- マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等公的個人認証の利便性向上等の実現に向けた施策の検討を実施